隊と天皇との関係を通時的に見た時どうなるのか、おおまかな見取り図をここに掲げ、「あとがき」に ては戦前期の軍人までを貫く「意識」のようなものへの関心があったためだ。このような関心から、 まとめていること、各章の扉に置いた「リード文」でそれぞれの章の「問い」を明らかにしているので、 これらによって本書が論じている内容などお摑みいただけたらありがたいと思う(以下、敬称は略す)。 (加藤 二〇一八)で実践したように。ただ本書の場合、「はしがき」においてすべての章で論じた要点を ルするため、本書が研究史に加えた新たな論点など箇条書きにして振り返っておこうとも考えた。 あとがき」から読み始めるのが習い性の「あとがき党」別名「あとがき愛読党」の方に向けてアピー さて、近代史を専門としている筆者が軍・軍隊に関心を抱いたのは、古代の防人から近世の武士、 四○○ページ近い本書の「あとがき」までたどりついてくれた読者には、感謝の言葉しかない。また 軍 は

かえたい。

歌の 常陸 ら を知 古代史研究者 のなかに、 は万葉集 なか 玉 る。 あれほどまでにつよく人々に訴えかける、 の 1の総論では、 防 に 笹 の Ш 人の歌 防 およそ人々の敢闘精神、 笹 は研究者としての筆致としてはやや踏み込んでこう述べている。 人の歌などが満載されていて、 (中略) 山晴 「今日よりは 生が、 人間 九三二 (昭和七) 少年時代の太平洋戦争中に感じた述懐から話を始めよう。 の意識に深く刻まれたなにかが宿っていて、 顧みなくて あるいは滅私奉公の精神を鼓舞すべきものがなにもなかったとした 年が重要な年として登場していたが、 笹山少年 大君の 言霊としての力をもちえなかったはず」であり、「防人 ・は大伴家持 醜の御楯と の編纂にかかる万葉集に、 出で立つ それが国家危急の まさにその年に生まれ そもそも多くの 吾は」などがあること 当 蒔 おり 0 屰 次に 乍 推誌 防 引 た

ſП.

を伝える人々のなかに共鳴した」(笹山

九七五:四)

のではないかと。

特色が見出され 会的変革が 先の大戦で戦死者を最も出し 家持 令国家とし この変化を次のような れ以外の時 一史を振り返ってみ の意識 で幕末維新期に天皇の国制上の位置づけが大きく変化する。 0 期 ての八世紀の奈良時代までと、 裏 は あまり大きな抵抗もなく、 . る。 私的武力 に (中略) 天皇 'n 問 の公民兵だとの皇軍意識 ば、 (武家の私的主従関係下に組織) 封建的特権身分の廃止という大事業が、 Γ. γ. た世代の一人、一九二三(大正一二) 国家が公的武力 として捉えた 短期間 明治維新以降昭 (尾藤 (天皇の下での軍団・兵士制など公民兵) に急速に遂行されたところに、 武門の名を負う大伴氏 一九九二:一六八)。 の時代であり、 和戦前期まで(徴兵制軍隊) 年生まれの近世史研究者尾藤正 しかもその身分の出身者を主要な構 日中戦争から太平洋戦争終結までの 笹山は、 「武士身分の廃止という大きな社 ゆ くえの 明治 防人の歌を採録した大伴 り自負 に 維新の一つの重 依 を読 の 二 つ 一回だっ み取 た 時 期 つ てい た。 は、 律

士が 藤はこの問いに、 が核となり武士階層に革新的性格が生み出されたから、 成員とする政府によって、 (同前 `尊王! 思想に目覚めたから、 武士という社会階層がいかなる状況で発生したかを考えることで答えを対置してゆ 比較的に容易に行われたのは、 ある いは武士と豪農との間 といった説明がこれまでなされてきた。 に同盟関係を築いた下級武士たちの 何故であろうか」。 この問 いに対しては、 工 だが ا ا 尾 武

感は 軍事を担う身分に編成され する。この発生の特質から見た時に武士の特徴はいかなるものになるのか。 を持ったとみなせよう。 な性格から由来した、 一五~一六世紀にあって武士は、 地域社会の平和を自力で保証しようとする意識となるだろうし、兵農分離後を経て国家 合議制の伝統、 た時点では、「国家の対外的な独立と国内の平和とを維持する責任 被支配身分に属していた上層農民が武装した新興社会層とし 平等意識に支えられていたものと推測できよう。 まずその意識は、 つぎにそ の意 共同 の政 て誕生 治と 使命 体的

撃予定日に出された「五箇条の誓文」を想起するまでもなく公議輿論は、 反対 威が役に立たない の のような使命感から考えた時、 価 値 「私心」ある対象とみなされていったのではないかとの見立てだ。 は 国内平和と対外独立の維持という「役」を担う武士層にとって幕府は排斥されるべき対象! 「公論」だったから、 Ð のとわ かった時、 幕末維新期 次のような説明が可能となる。 それ は共同責任を代表するは の天皇は公論重視のシンボルとして浮上する。 列強 ずの幕府が責任を全うしな の軍事力を前に幕府=公儀の 天皇と武士をつなぐ論理とな 武士層にとって 私 江戸 'n, たこ 武

ってゆく。

下の 莞爾 述べていた。「軍部自ら実行力絶大なる強力主義に則り、 7 発 ζý |生形態から推測される武士の特性は二つ、合議制の伝統と平等意識だったが、この二つが近代にお は ゕ は合議制、 二・二六事件後の一九三六 に位置づけられていたのか、 弱体主義に堕しあればなり」 (昭和一一) 年三月一二日、 その例を各一つずつみておきたい。 (加藤 九九三:二一 其組織に一大革新を加ふるを要す。 陸軍の再建方針を語るにあたっ 四。 組 満州事変の計画者だった石 織体としての陸軍 蓋 の特 てこう 現 原

合議制」

将軍 兵営生活での兵 り寛過されし理由の一は己れ自ら兵卒と同じき弁当を食いし平等の義務を履行せしがゆえなり」 一徴兵制 ては当時 平等意識については乃木希典に対する北一輝の議論を紹介しておきたい。 二〇一四:一一七)。 が軍事眼より見て許すべからざる大錯誤をなして彼の大犠牲を来せしに係らず、 の維持」 に石原はみていた。それはもはや否定されるべき対象ではあったが。 か 5 士との平等といった観点から乃木を評価し 批判が を国家の権利として掲げていたが、その説明部分に乃木の挿話を登場させ ?あっ 兵営・軍艦内での た。 北はその著作『日本改造法案大綱』中の 「階級的表章」 以外の物質面での平等を要求した北は、 てい たのである。 「国家の 日露 戦時 権 利 彼が旅順包 の乃木 の章 に Ó お 戦 てい と述べ 拼 「乃木 術につ 7 る

だけでなく、 首相は ダム宣言受諾を決意した際、 る論理と経緯 では、 はサザ 天皇親率を理念に置き、 Í の殻 四 によって変容を遂げてい 四年七月の時点の内閣総辞職の際には、 (軍事力、 軍隊) 陸海軍 とサ 政治からの中立性を確保すべく誕生した近代の軍隊 の統帥部や陸相が反対したことなどは第7章で述べた。 グザエ 、った の (天皇、 か、 皇位) それをごく簡単におさえておきた のたとえ話によって天皇に反対意見を奏上した 国体論に狭義と広義の二つがあり、 6 が、 昭和天皇が その後 広義 東条英機元 0 玉 ポ か ッソ

身体を持つ天皇の意思に従わなくとも可、 論では 「国家の為にならぬ場合は、 上命に背いても良い」のだと論じていた。 とする考え方だった。 国家のためには、 生身の

改正案が皇室典範増補に盛り込まれたからだ。 いた 生身の身体を持つ天皇その人と「万世一系」との理念を伴った皇位 は「私事」だと強弁できなくなった時代にほかならない った伊藤博文や伊東巳代治が、有賀長雄ら国法学者とともに、 などよくある光景だったとは、 非義勅命は勅命に有らず」など有名だろう(鈴木 一九九三:二一)。 八六五 玉 家の為政者が 改めて制度改正に臨んだ措置といえた。 (慶應元) 一九九九:一四、 年にあって第二次長州征討を命じた孝明天皇の勅命を批判した大久保利 「王の二つの身体」のうち自然的身体(カントーロヴィチ 二〇〇三)の意思に従 九。 日本の歴史を学んだ者なら誰でも知っている。一つだけ例を挙げ 一九〇七(明治四〇) 日露戦後という時代は、 井上毅は頑として認めなかった皇族 年の公式令の制定などは、 (鈴木 一九九三:一四八~一四九)。 皇室 近代に限ってみても政治当局者 (天皇・皇族) (政治的身体)をクールにも分別して 皇室を議会から隔絶させ、 と国家との切り分けを 明治立 の臣籍降下などの 憲制 0 通 創設者だ ħ わ の言葉 な

時 の条約を以て対立する二つの階級にあらず」(北 一九五九:二一三)と書き、 うどその時、 九〇六 天皇と国民は対等と位置づけられなければならないと喝破した。 家の行政 輝もまた、 (明治三九) 中国革命へのコミットを通じて二○世紀初頭の世界の変容を最も敏感に感じていた社会運 0 担当者である為政者 天皇 年の著作 の あり方や国体論のアップデート 『国体論及び純正社会主義』 1の側が、 国家と天皇の区分に再検討を加える必要を感じ始 で北は、「日本国民と日本天皇とは権 の必要を感じてい 国家という存在を前 た。 日露戦争終結 利義務 翌年、 にした たちょ

義憤 での 併合された韓 べてい n 社会は説明 国家を前 人々と日 憲法 からであ にもまして北の舌鋒の鋭さが増したの 二〇世 もか たからである 理 にしての天皇と国民の対等性を求めた北の、 本 薢 か が の天皇との関係を理論的 つか [紀帝] 国 る。 だったことに早くから注目してい わ らず、 憲法学者の穂積八束や哲学者の井上哲次郎などが説 南樺太など、 ないという批判だった (北一九五九:二六四)。条約により新しい版図が日 国」となった日本だったが、 (鈴木 先 の 一九九三:一七五)。 論者らは そこに居住していた人々の処遇はどうなるのか。 にどう関係づけるのかという根本的な問 「天祖は国 いは理 植民地として獲得された台湾、 その たの 由 民の始祖」、「天皇は国民の宗家」 が ?ある。 は筒井清忠である 日本が有すべ 国家と社会への見方が、 日清 ・日露 き国: 体論 く「君臣 0 (筒井 二〇〇六:三八九~四〇七)。 両 は準備されてい 脱争に勝利し、 1 租借地となっ 当時にあっては高 か 家論」 北 H などと吞気 に の 他 問 などで な 4 植 5 は る た関 本に な 民 なことを述 0 |地を保 ح は か か 附 東 つ れらの との 州 加

点に北 たは 皇と関 ちらが 側と社会運 ず 民 の軍 時 の議 係 の代表である議会と天皇を直結させ、 づ 代を規定するかの競合が始まっていた。 隊 け 動 論 Ś 家 は 0 ń 画 0 時 側 期的な新しさがあったといえよう。「二〇世紀帝国」日本にあって、 国 代 双 方か に 家 ζý の対外的な独立と国内の平和とを維持する責任の意識」 5 かに対応してい 国家と天皇と国民の関係が . つ たの 天皇を国民の天皇としてゆくための改造法案を具体化した か。 そのような時代にあって、 いか にあるべ きかをめぐる理 「股肱 を歴史的に抱 の臣」 行 論 との言葉で天 が 政 治出され の担当者の 7

り越えようとしたかということだったろう。 決すべ き問 題 は 軍人勅諭 の核心にあっ 北 た軍 輝 の改造法案や国体論の核心を読み抜い 人の政治不干与という原則を、 61 か た陸軍青年将 なる論 理 で乗

護し 話は て尋 なてい なけれ しなかったか。外敵に対て国家を保護するのが軍人であるばかりでなく、 · (原ほ か た。 その影響下にあった士官候補生らの五・一五事件公判での陳述からわかることをまとめて ならな 九九一: 菅波は、 いということを話さなかったか」 九八)。 「軍人の使命と云うことに就て、 ' 三三年七月二九日の法廷では島 ٤ 軍人は国家を保護すると云うことに付 法務官は誘導質問を行 田 朋三郎法務官が青年将校の 内敵に対しても国家を保 つ た 考え 7 何 つ

裁判 あるのだとの論法であった。 ベ 藤 二〇一八:二五〇~二五三)。 きであり、 的だとの答えである 有っており、 、たが、 それに対して候補生の一人・八木春雄は島田の望み通りに答えていた。 は 4 急迫 わ 血 ば社会運動と同等、 内乱を未然に防ぐための行動こそが大事だとの論理であろう。二・二六事件の 「内乱を鎮定するのが真の目的ではなくして、 か 寸 つ重大な危機の存在がある場合、 事件や五 (原ほか • 弁護士・菅原裕の法廷戦術の鮮やかさと国家防衛権論については総論で述 一九九一:一〇三)。 五事件 あるいはそれ以上に大きな機能を果たすようになってしまってい の公判廷は、 国家の保護に任ずる軍人は外敵のほ 国家の安全を担保する軍人にはそれを防衛する義務 軍人・国家主義者の民間人らの自己宣伝 内乱を未然に防ぐ」 「軍隊 の は国家保護 が真 か 內敵 6 裁判 にも 役 の場と化 割 0 任 対応 で の頃とは あ 務 た すべ り目

の王 (判した部分があった 師会宣言中には、 有な運 の下に国家の情勢に自ら掩ひ、 動家にして青年将校だった藤井斉の議論を最後に見て筆を擱きたい。 「武人の国家的使命を自覚せず、 (高橋 一九七四:二五四)。 その混乱に耳を塞ぎて責任をのがれんとす」として軍人の 三〇年四月三日の日付を持つ、 伝統 のまゝに政治に係 いわらず 藤井 同じく藤井の手にな の勅 0 筆に 諭を曲 なる二 解 現状 八年 L

味し、 た。先の五・一五事件の公判での発言と合わせて考えれば、軍人勅諭の組織的な読み替えが社会の中で 生命を賊する貴族、政党者流及財閥 る「憂国慨言」は、「我等は外敵の侮辱に刃を磨くと同様にこの内敵-然り天皇の大権を汚し、 世論にまどはずとは民主共産主義の如き亡国思想に堕せざるを云ふ」(同前:二六〇)と論じてい 〔中略〕政治にかゝはらずとは現代の如き腐敗政治に超越するを意 民衆の

進行していたということだろう。

でお進めくださった。心から感謝申し上げる。 統一した章節の構成、 む』を出したおりに大変にお世話になった編集者の土井美智子さんに、今回もまたご担当いただけたの は筆者にとって何より嬉しいことであった。 .いあとがきも本当にこれでおしまいにするが、二〇〇七年に勁草書房から二冊目 釣り見出しの作成にいたるまで、すべて土井さんが流れるような優雅な手さばき 今回も、 採録すべき文章の選択から、 掲載の順序、 の拙著 『戦争を読 全章で

二〇一九年九月

加藤陽子

参考文献

加藤陽子(二〇一六)『増補版 加藤陽子(一九九三) 『模索する一九三〇年代 天皇の歴史 8 日米関係と陸軍中堅層』 昭和天皇と戦争の世紀』講談社学術文庫 山川出版社、

カントーロヴィチ、E・H(二〇〇三)小林公訳『王の二つの身体 中世政治神学研究』上・下巻、ちくま学芸文庫

北輝次郎(一九五九)『北一輝著作集』第一巻、みすず書房、原本は一九〇六年刊

北一輝(二〇一四)『日本改造法案大綱』中公文庫、原本は一九二三年、改造社

笹山晴生(一九七五)『古代国家と軍隊 皇軍と私兵の系譜』中公新書、 講談社学術文庫版、二○○四年

高橋正衛(一九七四)解説『現代史資料 23 国家主義運動 3』みすず書房

7 近代の天皇』吉川弘文館

鈴木正幸(一九九三)『近代日本の軌跡

原秀男ほか編(一九九一)『検察秘録 五・一五事件 Ⅳ』角川書店 筒井清忠(二〇〇六)『二・二六事件とその時代 昭和期日本の構造』ちくま学芸文庫

増田知子(一九九九)『天皇制と国家 近代日本の立憲君主制』青木書店

尾藤正英(一九九二)「明治維新と武士」『江戸時代とはなにか

日本史上の近世と近代』岩波書店、岩波現代文庫版

二〇〇六年

365